

能代山本広域市町村圏組合告示第 19 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条の趣旨に則り、一般廃棄物処理施設整備・運営事業に関する実施方針を公表する。

令和 2 年 11 月 20 日

能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事 齊藤 滋宣

一般廃棄物処理施設整備・運営事業の実施方針

一般廃棄物処理施設整備・運営事業

実 施 方 針

令和2年 11 月 20 日

能代山本広域市町村圏組合

《目 次》

I 用語の定義	1
II 事業の内容に関する事項	3
1 事業名	3
2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3 公共施設等の管理者	3
4 事業目的	3
5 本施設の概要	4
6 事業方式	4
7 契約の形態	4
8 事業期間	4
9 事業期間終了後の措置	5
10 事業の対象となる業務範囲	5
11 民間事業者の収入	6
12 余熱利用計画	6
13 売電収入の帰属先	6
14 組合が適用を予定している交付金及び補助金について	6
15 関係法令等の遵守	7
16 事業スケジュール（予定）	7
III 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民間事業者の募集及び選定方法	8
2 募集及び選定の手順	8
3 応募者の参加資格要件	10
4 応募者の審査及び最優秀提案者の決定	14
5 最優秀提案者決定後の手続き	15
6 著作権	16
7 特許権等	16
8 応募に係る費用負担	16
IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1 想定されるサービスの水準・仕様	17
2 想定されるリスクの分担	17
3 組合による事業の実施状況の監視	17
4 地元雇用や地元企業の活用	17
5 地域住民との共生	17
V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 敷地面積及び配置	18
2 都市計画事項	18
VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18

1 係争事由に係る基本的な考え方	18
2 管轄裁判所	18
VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	19
4 その他	19
VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
IX その他事業の実施に関し必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報提供	19
3 本実施方針に関する担当	19

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料-1 事業実施区域関連資料
- 実施方針添付資料-2 事業実施区域
- 実施方針添付資料-3 契約スキーム（案）
- 実施方針添付資料-4 役割分担概念図
- 実施方針添付資料-5 リスク分担（案）

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	最優秀提案者のうち、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
応募者	設計・建設業務及び運営・維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
可燃ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設のうち、可燃ごみ及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さを処理対象物として焼却処理する施設をいう。
基本協定	民間事業者の特定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、組合と最優秀提案者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、組合と最優秀提案者及び運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	設計・建設業務または運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資を行わない企業をいう。
組合	能代山本広域市町村圏組合をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
構内道路	取付道路との分岐点から、計量棟、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設等を結ぶ道路全体をいう。
国道	国道 101 号線をいう。
構成員	設計・建設業務または運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資を行う企業をいう。
構成市町	能代市、藤里町、三種町及び八峰町をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
事業提案書	本事業を実施する最優秀提案者の特定にあたり、応募者が募集要項等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
周回道路	構内道路のうち、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の全周にわたり設ける時計回りの一方通行道路をいう。
従業者	本施設に勤務する運営事業者の職員をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

代 表 企 業	応募者のうち、代表して応募手続き等を行う企業をいう。構成員とし、特別目的会社の最大の出資者（出資割合 50%超）になる。
提 案 施 設	民間事業者の提案に基づいて可燃ごみ処理施設で回収したエネルギーを有効利用するために事業実施区域内に整備する施設及び設備をいう。なお、整備した提案施設については本施設として扱う。
特 別 目 的 会 社	本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
取 付 道 路	搬入道路と事業実施区域の接点に設ける出入口から、構内道路あるいは駐車場にむかう分岐点に達するまでの既設道路（必要に応じて拡張）をいう。
不燃ごみ・粗大ごみ 処 理 施 設	一般廃棄物処理施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する施設をいう。
プ ラ ン ト	本施設で処理対象物を処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
募 集 要 項 等	募集公告と同時に公表する募集要項、要求水準書、最優秀提案者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、様式集、提出書類の作成要領及びこれらに関する質問回答を総称して又は個別にいう。
本 施 設	本事業において、民間事業者が事業実施区域内に設計・建設する一般廃棄物処理施設をいい、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設のほか、事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備並びに提案施設を含めていう。
本 事 業	能代山本広域市町村圏組合が実施する一般廃棄物処理施設の整備・運営事業をいう。
民 間 事 業 者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
D B O 方 式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

Ⅱ 事業の内容に関する事項

1 事業名

一般廃棄物処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 (仮称) 一般廃棄物処理施設

種 類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

能代山本広域市町村圏組合 理事会代表理事 齊藤 滋宣

4 事業目的

能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、圏域である能代市、藤里町、三種町及び八峰町（以下「構成市町」という。）の住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物のうち可燃ごみについては南部清掃工場で、不燃ごみ及び粗大ごみについては北部粗大ごみ処理工場で処理を行っている。しかし、現在稼働中の南部清掃工場は稼働から 25 年が、北部粗大ごみ処理工場は稼働から 34 年が経過し、施設の老朽化が著しく、構成市町のごみの適正な処理を継続していくために、新たな施設を整備することが必要となっている。

本事業は、新たな施設の整備・運営にあたって組合が策定した 5 つの基本方針のもとで一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

組合は、次の 5 つの基本方針を掲げて、本事業を推進している。

【施設整備の基本方針】

(1) 生活環境の保全に配慮した施設

可能な限り環境負荷を低減し、施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする。また、国及び県の基準より厳しい、自主基準を定め、公害の発生を防止するとともに、自主基準を遵守していることを明らかにするため、排ガス濃度等の運転状況を公開する。

(2) 循環型社会に貢献する施設

ごみの焼却処理に伴って発生する熱を積極的に回収して、有効利用し、化石燃料の使用量を抑制して温室効果ガスの排出抑制に寄与する施設とする。

(3) 災害に強い施設

東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時にも稼働を確保できる施設とする。

(4) 地域コミュニティの場として活用できる施設

施設建設用地の一部を活用して、地域住民の交流の場を確保し、地域振興に貢献できる施設とする。

(5) 経済性、効率性に優れた施設

施設の建設だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を意識した施設とする。また、効率的な施設運営を目指す。

5 本施設の概要

項 目	概 要	
事業実施場所 及 事業実施区域	能代市竹生字天神谷地 122-1、121-1、122-3、121-4 (「実施方針添付資料 1 事業実施場所」及び「実施方針添付資料 2 事業実施区域」参照)	
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 事業契約締結日から令和 8 年 3 月まで 運営・維持管理業務 : 令和 8 年 4 月から令和 28 年 3 月まで	
本 施 設	可燃ごみ処理施設	処 理 対 象 物 : 可燃ごみ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの 可燃残さ 処 理 方 式 : ストーカー方式 施 設 規 模 : 80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2 炉)
	不燃ごみ・粗大ごみ 処理施設	処 理 対 象 物 : 不燃ごみ 粗大ごみ 処 理 方 式 : 破碎選別処理 施 設 規 模 : 5 t / 5 h
	附 帯 施 設 若 し く は 附 帯 設 備	計量棟、駐車場、雨水調整池、取付道路、構内道路、門扉、 囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
	提 案 施 設	民間事業者の提案に基づいて可燃ごみ処理施設で回収し たエネルギーを有効利用するために事業実施区域内に整 備する施設及び設備をいう。
供 用 開 始	令和 8 年 4 月	

6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は D B O (Design Build Operate) 方式により実施する。

最優秀提案者として決定した応募者のうち建設事業者が本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、最優秀提案者は、特別目的会社(運営事業者)を設立し、20 年間の運営・維持管理
期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

組合と最優秀提案者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた
双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、最優秀提案者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を
締結する。また、基本契約に基づいて、最優秀提案者のうち建設事業者と本事業に係る建設工
事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委
託契約を締結する。(基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、
以下「事業契約」という。)

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3 契約スキーム(案)」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和 8 年 3 月まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和 8 年 4 月から令和 28 年 3 月まで

9 事業期間終了後の措置

組合は、本施設を本施設供用開始後 30 年以上にわたって使用する予定であり、民間事業者は、組合が 30 年以上にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後 16 年目（令和 23 年度）の時点において、組合及び民間事業者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする。（「実施方針添付資料-4 役割分担概念図」参照）

(1) 民間事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

（ア）本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）等申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

（イ）本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 余熱利用管理業務
- ④ 測定管理業務
- ⑤ 防災等管理業務
- ⑥ 関連業務
- ⑦ 情報管理業務

(2) 組合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 本施設の交付金及び補助金申請手続
- ③ 本施設の設計・建設モニタリング
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運営モニタリング
- ② 本施設の処理対象物の搬入
- ③ その他これらを実施する上で必要な業務

1 1 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は募集要項等において示す。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。

イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

1 2 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。本施設の運営開始後、当面の間は系統連系への逆潮流ができない見込みである。この期間の余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティングへの熱供給を含め、本施設で利用する。また、提案施設において余剰電力及び余熱を有効に活用する。

なお、逆潮流ができない環境下においては、相応に逆潮流をしない運営・維持管理を行い、逆潮流が可能になった際には、定格出力で発電をして逆潮流する運営・維持管理に切り替えるものとする。

1 3 売電収入の帰属先

電力事業者への余剰電力の売却収入は組合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

1 4 組合が適用を予定している交付金及び補助金について

組合は、本事業の実施に関して、可燃ごみ処理施設は補助金、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は交付金の適用を予定している。交付金及び補助金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

15 関係法令等の遵守

組合及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

16 事業スケジュール（予定）

ア 特定事業の選定・公表	令和3年2月
イ 募集公告	令和3年2月
ウ 事業提案書の受付	令和3年7月
エ 最優秀提案者の決定	令和3年9月
オ 基本協定の締結	令和3年10月
カ 仮契約の締結	令和3年11月
キ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和3年12月
ク 本施設の設計・建設	事業契約締結日～令和8年3月
ケ 本施設の運営・維持管理	令和8年4月～令和28年3月

Ⅲ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、募集手続きに参加する応募者が、本事業の募集公告に際して配布する募集要項、要求水準書、契約書案、最優秀提案者決定基準書などの書類（以下「募集要項等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求水準を満足することを条件として、最優秀提案者を決定する。なお、最優秀提案者の決定は、応募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針に関する質問の受付期限	令和2年12月8日（火）
② 実施方針に関する質問への回答公表	令和2年12月22日（火）
③ 特定事業の選定・公表	令和3年2月中旬
④ 募集公告（募集要項等の公表）	令和3年2月下旬
⑤ 第1回募集要項等に関する質問の受付期限 【参加資格に関する質問】	令和3年3月上旬
⑥ 第1回募集要項等に関する質問の受付期限 【参加資格以外に関する質問】	令和3年3月中旬
⑦ 第1回募集要項等に関する質問への回答公表 【参加資格に関する質問】	令和3年3月下旬
⑧ 参加資格審査書類受付期限	令和3年3月下旬
⑨ 第1回募集要項等に関する質問への回答公表 【参加資格以外に関する質問】	令和3年4月上旬
⑩ 参加資格審査	令和3年4月上旬
⑪ 現地見学会	令和3年4月中旬
⑫ 対面による対話	令和3年4月下旬
⑬ 第2回募集要項等に関する質問の受付期限	令和3年5月中旬
⑭ 第2回募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年6月上旬
⑮ 事業提案書受付期限	令和3年7月下旬
⑯ 応募者ヒアリング及び非価格要素加点審査・応募型プロポーザル方式による最優秀提案者の特定	令和3年9月下旬
⑰ 最優秀提案者の決定	令和3年9月下旬
⑱ 基本協定の締結	令和3年10月
⑲ 仮契約締結	令和3年11月
⑳ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和3年12月

(2) 実施方針等に関する質問、意見の受付

本実施方針及び要求水準書（案）についての質問、意見は下記のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。また、質問、意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

ア 受付期間

本実施方針公表日から令和2年12月8日（火） 17:00 までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時に公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

① 送付先

能代山本広域市町村圏組合

② E-mail

^{エド}
l-kouiki@shirakami.or.jp

③ タイトル

「(提出者名) ー実施方針等に関する質問、意見」

ウ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

エ 回答の公表

実施方針に関する質問への回答は、令和2年12月22日（火） 17:00 までにホームページにて公表する。

(3) 特定事業の選定、公表

組合は、本事業を実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できること、又は同一の水準にある場合においては公共サービスの水準の向上を期待できることを特定事業の選定の基準とする。組合の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

特定事業の選定を行ったときは、その経過と評価の内容を速やかに公表する。

(4) 募集公告、募集要項等の公表

組合は、令和3年2月（予定）に募集公告を行い、募集要項、要求水準書、最優秀提案者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集などの募集要項等を公表する。

(5) 参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、募集要項等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、組合に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 現地見学会の実施

資格審査通過者を対象に、組合は現地見学会を行う予定である。現地見学会は、資格審査通過者における事業実施区域に対する疑義の解消を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、募集要項等において示す。

(7) 対面による対話の実施

資格審査通過者を対象に、組合は対面による対話を行う予定である。対面による対話は、資格審査通過者における組合の事業目的（事業の位置づけや特徴等）への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、募集要項等において示す。

(8) 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等に示す。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、構成市町内に本社又は本店がある地元事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。参加資格要件を全て満たすことにより、代表企業1者で応募者となることも可能である。
- イ 応募者のうち最優秀提案者として決定された後に設立する特別目的会社に出資する企業を構成員といい、特別目的会社に出資しない企業を協力企業という。なお、代表企業は構成員とし、特別目的会社の最大の出資者（出資割合 50%超）になる。
- ウ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- エ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- オ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記「カ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条（平成 18 年法務省令第 12 号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係

にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他最優秀提案者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 組合、構成市町の入札参加資格のいずれも有していない者

(ウ) 組合、構成市町の指名停止措置を受けている者

(エ) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

(キ) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

(ク) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

(ケ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

(コ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

(サ) 能代市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属してい

る者

- (シ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ス) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務委託の受託者
受託者：八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (セ) 組合が設置した一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員が所属する企業
- (ソ) 実施方針の公表から最優秀提案者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置した一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員に対し、自らの利益のために、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(ア)から(エ)の各項の要件を満たす代表企業 1 者又は企業グループとすること。なお、応募者が企業グループである場合には、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、代表企業とし、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が 1,100 点以上であること。
- ② 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- ③ 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を DBO 方式により受注した実績を有していること。
 - 1) 平成 22 年度以降に竣工した施設
 - 2) 施設規模が 80t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - 3) ボイラ・タービン式発電設備を設置した全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式」に限る。）
 - 4) 不燃ごみ・粗大ごみを対象とした破碎設備を有する施設
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

(イ) 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う企業は、代表企業、構成員又は協力企業とし、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。

(ウ) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、代表企業、構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、以下の全ての要件を満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- ② 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 900 点以上であること。

(エ) 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、代表企業、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は以下の要件を全て満たすこととする。

- ① 組合又は構成市町の入札参加資格を有する者であること。
- ② 以下の要件をすべて満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の DBO 方式による事業について、運営・維持管理業務の受注実績を有すること。
 - 1) 平成 22 年度以降に竣工した施設
 - 2) 施設規模が 80t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
 - 3) ボイラ・タービン式発電設備を設置した全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式」に限る。）
 - 4) 不燃ごみ・粗大ごみを対象とした破碎設備を有する施設
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式」に限る。）で施設規模が 80t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上の施設（1 年以上の稼動及び 1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- ④ 本施設の運営・維持管理にあたり、民間事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 最優秀提案者の特定までの間に応募者の構成員及び協力企業が参加資格要件を欠いた

場合、組合は当該応募者を最優秀提案者の特定のための審査対象から除外する。

- (ウ) 最優秀提案者を特定した日から組合が最優秀提案者を決定する日までの間に応募者の構成員及び協力企業が参加資格要件を欠いた場合、組合は最優秀提案者の特定を取り消す。
- (エ) 最優秀提案者を決定した日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に最優秀提案者の構成員及び協力企業が参加資格要件を欠いた場合、組合は最優秀提案者決定を取り消す。この場合において、組合は、最優秀提案者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 応募者の審査及び最優秀提案者の決定

(1) 審査の機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、選定委員会が行う。

選定委員会委員

委員名	所属・役職
濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
柴山 敦	国立大学法人 秋田大学 大学院国際資源学研究科 教授
高橋 正嘉	秋田県生活環境部環境整備課 課長
宮野 弘幸	能代市都市整備部 部長
村岡 徳一	藤里町生活環境課 課長
進藤 敦	三種町建設課 課長
石嶋 勝比古	八峰町建設課 課長

本実施方針の公表から最優秀提案者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する審査機関の委員に対し、自らの利益のために、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

選定委員会は、あらかじめ設定した審査事項による事業提案審査を行い、最優秀提案者を特定する。

(ア) 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した応募者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(イ) 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、募集公告時に公表する最優秀提案者決定基準書に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

(ウ) 価格審査

予定価格を超過しない応募者の価格について、募集公告時に公表する最優秀提案者決定基準書に定める算出式により価格点を算出する。

(エ) 総合得点の算出

組合が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から最優秀提案者決定基準書に定める応募型プロポーザル方式により最優秀提案者を特定し、その結果に基づき組合が最優秀提案者を決定する。

ウ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合のホームページに掲載する。

5 最優秀提案者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合と最優秀提案者は、最優秀提案者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

最優秀提案者決定後には、最優秀提案者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

ア 運営事業者の本店所在地は構成市町内としなければならない。

イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。

エ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

組合と最優秀提案者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、契約内容に関する協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うも

のであり、募集要項等の内容及び事業提案書並びに提案価格の変更は認めない。

6 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他組合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、組合は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

7 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

Ⅳ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-5 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、募集要項等において示す。

3 組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。

なお、本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。モニタリングの方法、内容等については、募集要項等に定める。

また、民間事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4 地元雇用や地元企業の活用

民間事業者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町に本店又は営業所等の所在地を有する地元事業者が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

5 地域住民との共生

組合は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努めるとともに、地域住民と運営協議会などを設置することを予定している。必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、民間事業者は、組合に協力するものとする。

V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

事業実施区域 : 約 5.2ha (「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照)

2 都市計画事項

ア 都市計画区域	都市計画区域内
イ 用途地域	非線引都市計画区域
ウ 防火地区	指定なし
エ 高度地区	指定なし
オ 建ぺい率	70%以下
カ 容積率	200%以下
キ 砂防指定地	指定なし

VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、秋田地方裁判所能代支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- イ 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前 2 号の規定により組合が事業契約を解除した場合、民間事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、組合は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営業務委託契約についても解除することができる。

イ 運営・維持管理期間においては、組合及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

IX その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、事業契約の締結にあたっては、組合議会の承認を得るものとする。

2 情報提供

情報提供は、適宜、組合の以下のホームページで行う。

<https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

3 本実施方針に関する担当

〒016-0876 秋田県能代市字海詠坂 3 番地 2

能代山本広域市町村圏組合

電 話：0185-89-2426

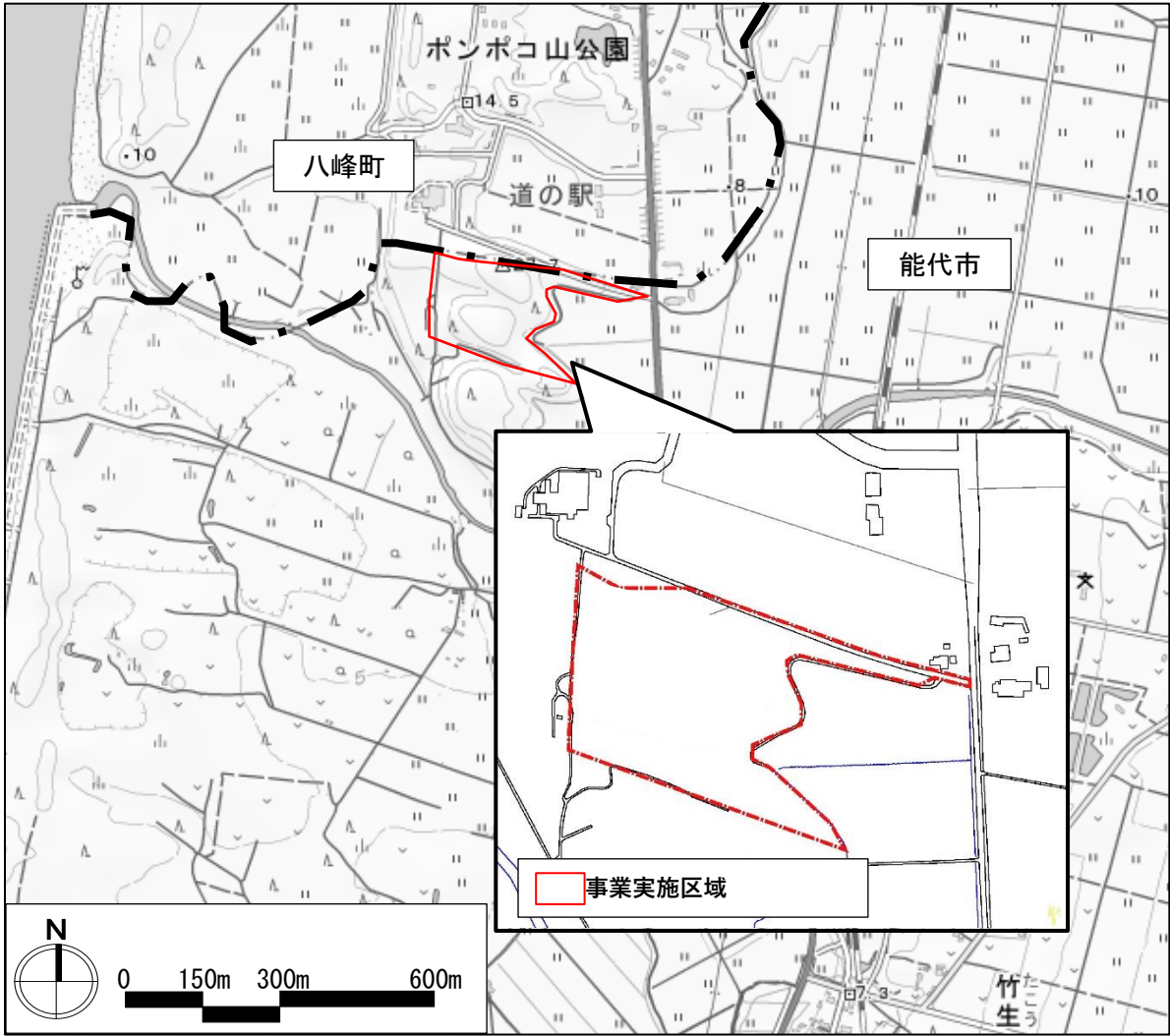
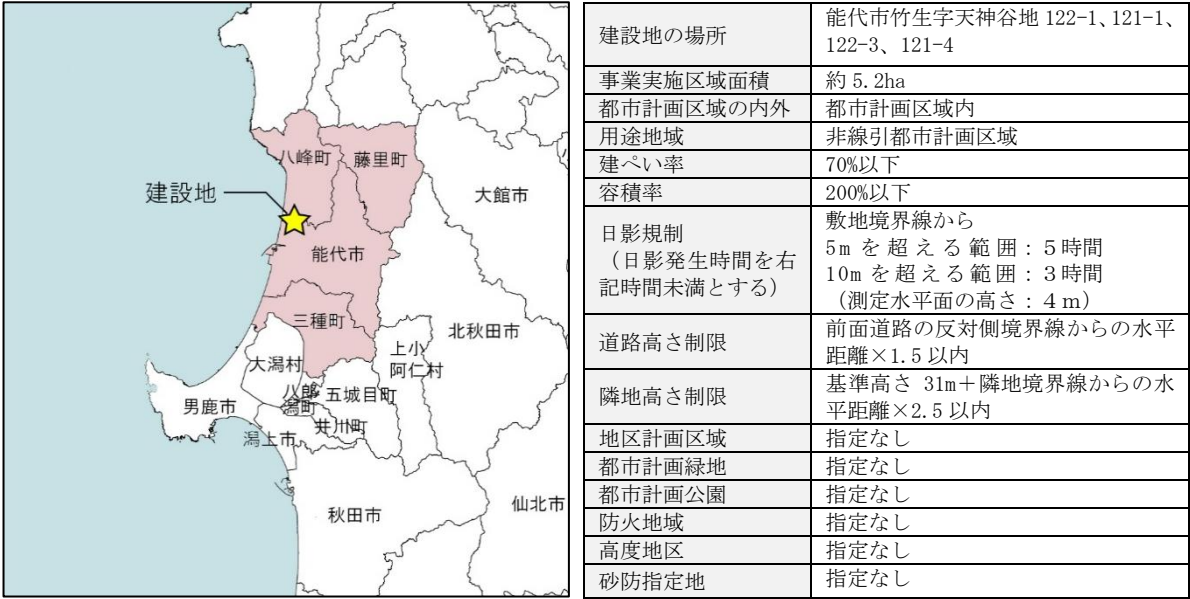
F A X：0185-89-2420

電子メール：^エl-kouiki@shirakami.or.jp

ホームページ：<https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

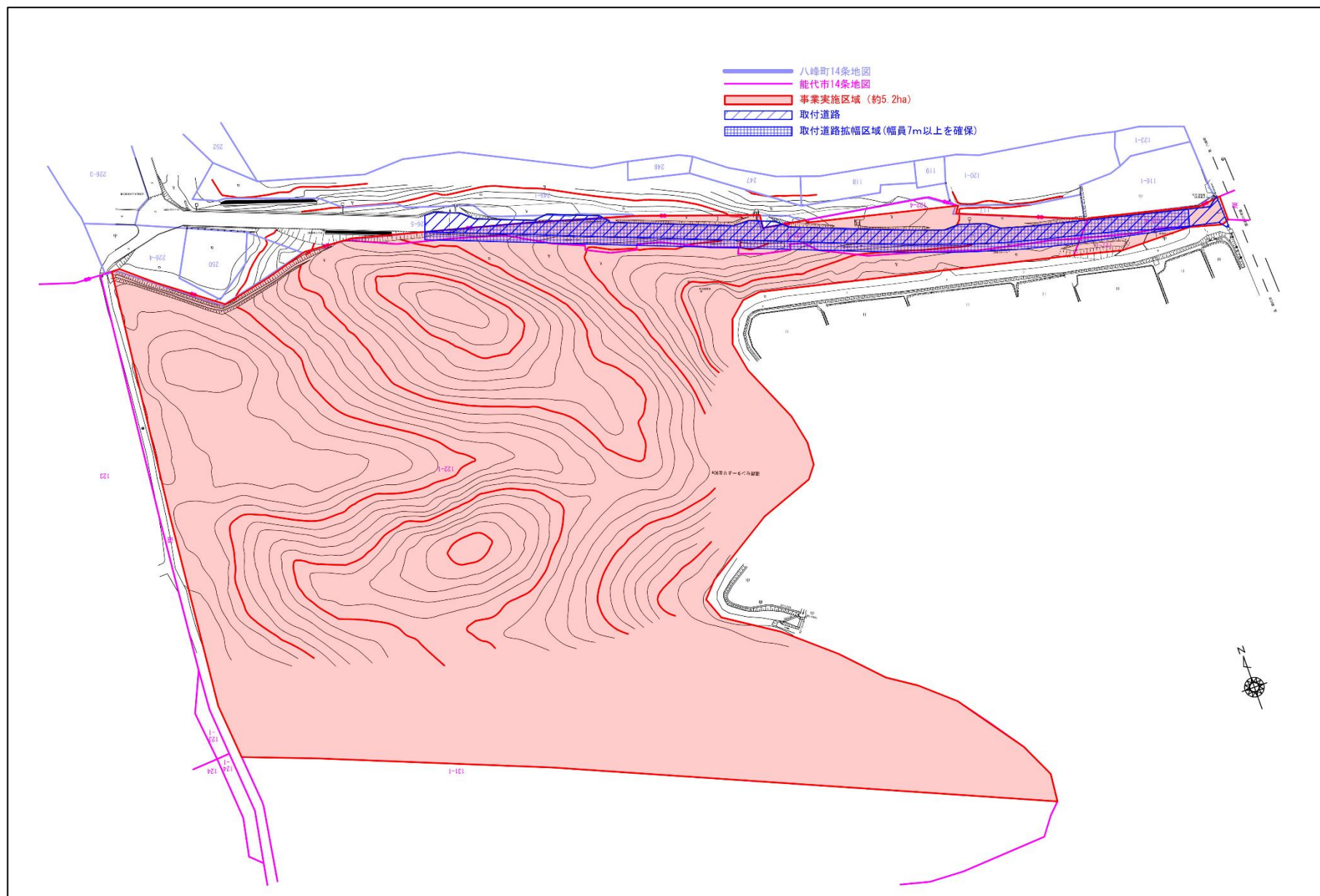
実施方針添付資料- 1 事業実施場所

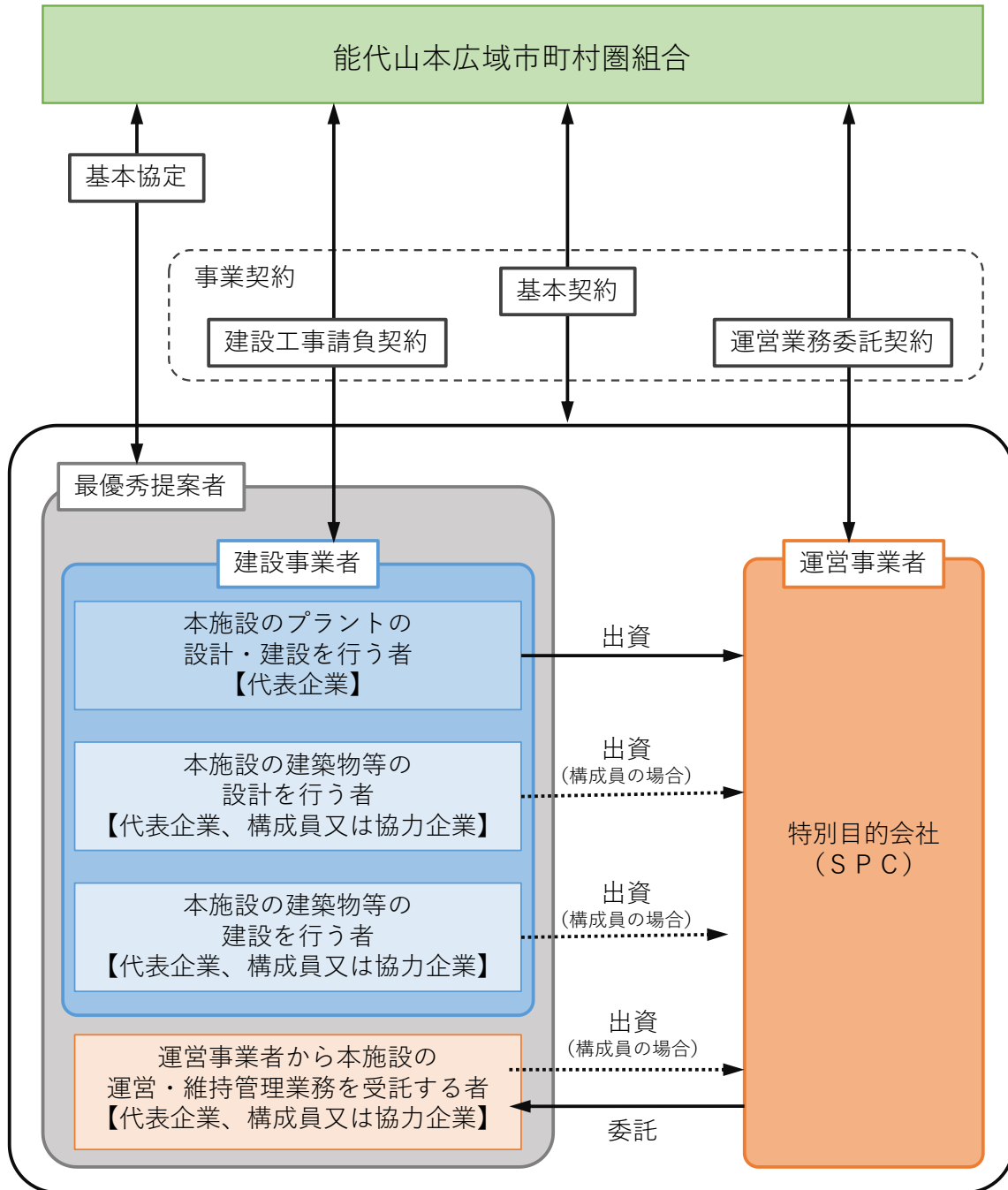
建設地の都市計画の指定状況



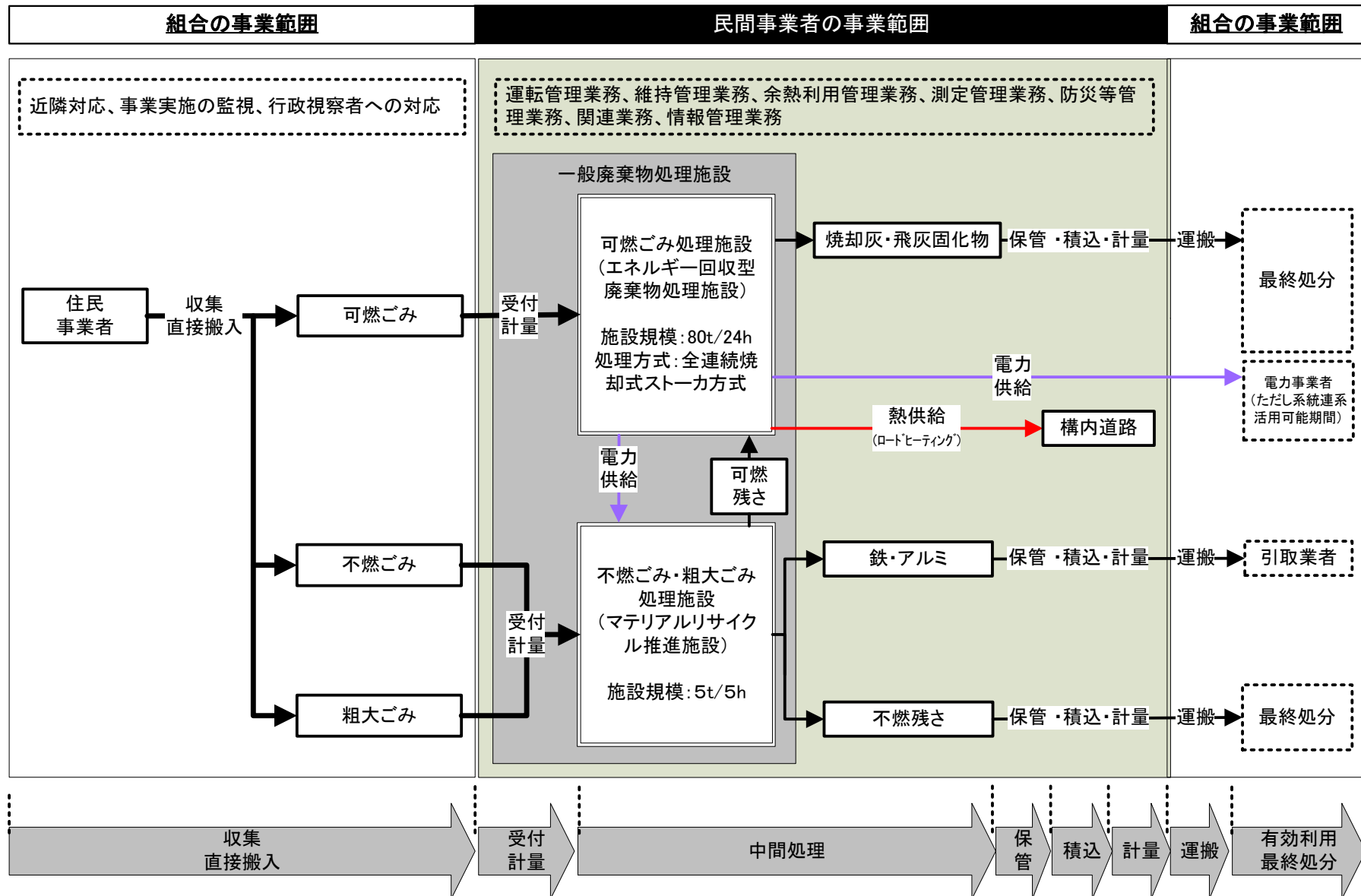
事業実施場所位置図・案内図

実施方針添付資料-2 事業実施区域





実施方針添付資料-4 役割分担概念図



実施方針添付資料-5 リスク分担（案）

リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			組合	民間事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1) 建設・運営事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	周辺住民対応	(2) 本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動，訴訟・要望に関するもの	○	
		(3) 上記以外のもの（建設・運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動，訴訟・要望に関するもの等）		○
	用地リスク	(4) 地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(5) 建設・運営事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(6) 上記以外のもの	○	
	政治リスク	(7) 政策方針の転換，議会承認，財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	(8) 建設・運営事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金及び補助金リスク	(9) 建設事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		(10) その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	物価変動リスク	(11) 一定範囲を超える物価変動（インフレ，デフレ）にともなう運営事業者の経費増減によるもの（設計・建設段階に関する場合は除く）	○	△
	法令変更リスク	(12) 本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(13) 上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(14) 天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により，設計変更，事業の延期，中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△
設計段階	測量・調査リスク	(15) 組合が実施した測量，調査に関するもの	○	
		(16) 建設事業者が実施した測量，調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17) 組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(18) 建設・運営事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19) 組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20) 建設事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(21) 組合の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(22) 建設事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(23) 着工後の組合の指示に関するもの	○	
		(24) 建設事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(25) 試運転・性能試験（建設事業者実施）に要する廃棄物の供給に関するもの	○	
		(26) 試運転・性能試験（建設事業者実施）の結果，契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営段階	ごみ量変動リスク	(27) 施設許容量以下のごみの受け入れ		○
		(28) 施設許容量を超過するごみの処理	○	
	ごみ質変動リスク	(29) 計画ごみ質に対する一定範囲内のごみ質変動		○
		(30) 計画ごみ質に対する一定範囲を超えるごみ質変動	○	
	要求水準不適合リスク	(31) 契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設のかしによるものを含む）		○
他	施設性能リスク	(32) 事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

凡例 ○：主分担者 △：一部リスク負担者